

令和 6 年 9 月 2 7 日

保護者の皆様

高槻市教育委員会事務局 保健給食課長
高槻市立寿栄小学校長

季節性インフルエンザにおける登校許可証の対応について（依頼）

平素は、本市の教育行政の推進にご理解・ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

また日頃から、感染症における予防策への対応にご協力いただき重ねてお礼申し上げます。

近年、複数感染症の同時流行が懸念される中、医療のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザについても、療養を開始するにあたって、又は療養期間終了後に児童生徒が登校するにあたって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないよう要請を受けております。

つきましては、当面の間、下記のとおり対応いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 季節性インフルエンザに罹患した場合の対応

登校許可証の提出は不要。

医療機関等への受診の際に、療養期間について医師から助言を受けるとともに、下記 2 に示す療養期間が経過しているかを確認の上、登校可能とする。

2. 季節性インフルエンザの療養期間について

発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第 19 条）

3. その他留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症についても登校許可証の提出は不要です。
- ・季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の麻疹や風疹等の感染症については、これまでどおり登校許可証の提出が必要となります。